

## 地域脱炭素化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の資源を生かした再生可能エネルギーやコージェネレーション設備の導入、電気自動車（以下、「EV」という。）の活用等により地域内のレジリエンス向上や脱炭素化の実現などに取り組む市町村に対し、予算の範囲内において、地域脱炭素化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「再生可能エネルギー」とは、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものであって次に掲げるものとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 太陽熱その他の自然界に存する熱
- 五 バイオマス

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域内のレジリエンス向上及び脱炭素化の実現のために市町村が主体となつて行う事業であつて、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 再生可能エネルギー発電設備、熱供給設備又はコージェネレーション設備を導入する事業
- 二 EV活用事業

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

3 他の法令又は予算制度に基づき、県の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

(交付を申請できる者)

第4条 補助事業に係る補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 民間事業者（(1)の市町村とリース契約又はPPAを締結する者であつて(1)の市町村と共同申請する者に限る。）

なお、PPAとは、エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。

2 市町村と民間事業者が共同申請する場合、民間事業者を交付の対象者とする。なお、民間事業者が2者以上である場合は、それぞれを交付の対象者とする。

3 2者以上の申請者が共同で補助事業を実施する場合において、それぞれの申請者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1

号)に事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)及びその他知事が別に指示する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定(交付しないことの決定を含む。)を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際し、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 補助事業の実施は、原則として第1項に定める交付決定を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(様式第5号)をあらかじめ知事に提出するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、規則第10条の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更(軽易な変更を除く。)、その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更承認通知書(様式第7号)により通知する。

4 第1項に規定する軽易な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内での、各経費間の変更

(2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容(第6条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、当該通知の受領後、14日以内に請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、補助金を交付する。

(取得財産の処分等)

第11条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びそ

の従物並びに当該補助事業により取得し、又は効用の増加した、価格が50万円以上の機械又は器具（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該補助事業の目的以外の目的で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 前項の規定により、補助対象者が知事の承認を受けて取得財産を処分し収入を得た場合は、知事は、当該補助対象者に対し、交付した補助金のうち当該収入に相当する額について、県への納入を命ずることができる。

3 補助対象者は、取得財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用に努めなければならない。

（一括請負の禁止）

第12条 補助対象者は、補助事業の実施に伴う工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（補助金の返納）

第13条 知事は、補助対象者が第5条から前条までの規定に違反したと認める場合は、当該補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

（関係書類の整備）

第14条 補助対象者は、補助事業の執行状況及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第15条 知事は、必要があると認める場合は、補助対象者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

再生可能エネルギー発電設備、熱供給設備又はコージェネレーション設備を導入する事業	補助対象経費	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、その他県が必要と認める経費
	補助率	1 / 2 以内
	補助上限額	5,000千円
E V 活用事業	補助対象経費	車両購入費（付属品・諸費用含む）、充電設備購入費、その他県が必要と認める経費
	補助率	1 / 2 以内
	補助上限額	5,000千円

注1) 補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

注2) 国の補助金・助成金や寄附金などの収入がある場合、補助対象経費の総額から当該収入額分を控除すること。

注3) 民間事業者が補助金を申請する場合、市町村に対するリース料金又は P P A サービス料金から、補助金相当額分を控除すること。